

# 〈淑徳大学教員不当解雇事件〉

## 東京地方裁判所による原告勝利判決についての声明

2019年5月23日

淑徳大学教職員組合  
東京私大教連

- 1 東京地裁民事第19部（春名茂裁判長）は本日、学校法人大乘淑徳学園（以下、法人）が2017年3月に、淑徳大学の三人の教員（以下、3教員）を解雇した事件について、解雇を無効として、原告（3名）につき地位確認及び賃金支払いを命ずる原告全面勝訴の判決を言い渡しました。この判決は、我が国の解雇規制法理（整理解雇法理）を無視した法人の乱暴な解雇を断罪したものです。
- 2 法人は、淑徳大学国際コミュニケーション学部の廃止を理由に2017年3月、同学部の教授であった3教員を解雇しました。そして、大学教員は学部限定の労働契約を結んでいるのであり、学部の廃止に伴って当然労働契約も消滅したと主張しました。
- 3 法人は既に2013年12月の段階で、同学部のすべての教員に対し学部廃止時点で希望退職する者を募集し、希望退職しない場合は解雇とするという説明をしました。このような法人の対応は到底納得できるものではないため、3教員は2015年に教職員組合を結成し、同学部教員を他学部に異動させ、大学教員としての雇用を継続することを要求して、法人に団体交渉を申し入れました。しかし法人は組合の団交申し入れに応じず、また大学内での一切の組合活動を禁止する等の悪質な支配介入を続けました。
- 4 そして法人は、組合との団交を一切行わないまま、2017年3月に3教員を解雇しました。このため、3教員は2017年4月、東京地裁に地位確認のための訴訟を起こしました。約2年間、東京裁による審理・尋問が行われ、本日ようやく解雇無効を訴える原告側の主張を全面的に認容する判決が下されました。
- 5 東京地裁は、整理解雇法理に沿って3教員の解雇は解雇権を濫用したものであると判示しました。その概要は次のとおりです。
  - ① 財務状況が相当良好であったことから3教員を解雇しなければ経営危機に陥るといった事態は想定し難く、3教員は人文学部の一般教養科目及び専門科目の相当部分を担当可能であったから、人員削減の必要性が高度であったとは言えない。
  - ② 法人は、3教員が解雇となることを認識しながらそれを明らかにすることなく、意図的に解雇回避の機会を失わせ、3教員を淑徳大学から排除しようとした疑いを払拭できない。法人は、人文学部での採用に代わる解雇回避措置、例えば3教員を学部に所属させず他学部の一般教養科目を担当させるなどの措置も十分検討することはなかった。これでは解雇回避努力を尽くしたということとはできない。
  - ③ 法人が3教員に対し解雇の必要性や配置転換できない理由等につき十分

説明したことを伺わせる証拠はない。3 教員が結成した労働組合との団体交渉を拒否したことにも照らせば、3 教員に対する説明や協議を真摯に行わなかったというべきである。

このように、東京地裁判決は、使用者が恣意的に雇用者の身分を奪うことが許されないことを明らかにした、高い評価に値するものです。

6 この間法人は、支配介入をやめて団体交渉に応じることを命じた東京都労働委員会命令（2016年11月交付）ならびに中央労働委員会命令（2017年10月交付）を不服として、東京地方裁判所に命令取消訴訟（行政訴訟）を起こしましたが、東京地裁は2019年2月に法人の請求を棄却する判決を出しました。またこれと並んで、3 教員の置かれた窮状に配慮して、法人に対してただちに組合との団体交渉に応じるように緊急命令を交付しました。このため同年4月以降、ようやく団体交渉が行われて、法人と組合の間で解雇撤回をめぐる交渉が始まっています。

7 3 教員が解雇されてから、すでに2年以上の時間が経過しています。この間、3 教員の生活は極めて苦しく、また大学教員としての社会的立場をも失ったままです。私たちは、法人が団体交渉における解雇撤回交渉を踏まえつつ、このたびの東京地裁の判決を受けて、自らの姿勢を反省し、控訴することなく、直ちに判決に従って解雇を撤回し、3 教員を大学教員としての原職に復帰させることを要求します。

以上